

卸売市場法の改正に係る業務規程の改正について（議事録）  
－「その他の取引ルール」－

日 時：令和元年 10 月 8 日（金）10：00～  
場 所：中央水産株式会社 会長室  
出席者：稚内市地方卸売市場買受人組合 組合長  
稚内市建設産業部水産商工課水産振興 G 主査

稚内市（以下、市）、稚内市地方卸売市場買受人組合（以下、買）

市： 改正卸売市場法が平成 30 年 6 月 22 日公布となり、令和 2 年 6 月 21 日施行となる。現在、許可を受けている地方卸売市場においても法の改正により改めて認定を受ける必要があり、認定を受けるべく業務規程（稚内市地方卸売市場条例）の見直し作業を進めているところである。

本日は、改正後の業務規程（案）全般について意見を伺いたいのと、卸売市場ごとに定めることが出来る「その他の取引ルール」については、市場関係者より意見聴取を行い議事録を公表する必要があることから、お時間をいただいた。

早速ではあるが、改正（案）について説明させていただきたい。

市： 第 16 条第 2 項については【その他の取引ルール】で市場関係者より意見聴取し、議事録を公表する必要がある。この条項は「受託拒否の禁止」にあたる部分であるが、現行の業務規程のまま変更はしていない。

実際に、受託拒否の事例を聞いたことはあるか？

買： 沖底から水揚げされるものは、全量を引き受けていると認識している。正当な理由なく拒否することは無いと思っているので、現行のままで異存ない。

市： 了承。  
「受託拒否の禁止」については、現行のままとしたい。

卸売業者は、卸売のための物品について販売の委託があったときは、正当な理由なくしてその引受けを拒んではならない。

市： 第 18 条は【その他の取引ルール】で市場関係者より意見聴取し、議事録を公表する必要がある。この条項は「第三者販売の禁止」に関係する部分で、現行の業務規程のまま変更はしていない。

買受人としては、特にただし書き以降の部分についてどう思うか？

買： 買受人としては「第三者販売」が行われた事例は認識していない。ただし書き以降の規定も現行どおりであるが、買受人として、現状は残品を発生させていないし、事例は無いと認識している。現行のままで問題ない。

市： 了承。  
「第三者販売の禁止」については、現行のままとしたい。

卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、買受人の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

- (1) 市場における入荷数量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれのあるとき。
- (2) 買受人に対して卸売をした後に残品を生じたとき。
- (3) あらかじめ締結した契約に基づき他の卸売市場等に卸売をするとき。

市： 19条も【その他の取引ルール】で市場関係者より意見聴取し、議事録を公表する必要がある。この条項は「自己買受の禁止」に関係する部分であるが、現行の業務規程のまま変更はしていない。

買受人として、特にただし書き以降の部分についてどう思うか？

買： 買受人としては、卸売業者が「自己買受」をしているということは無いと認識している。ただし書き以降の部分についても、価格形成の公正が保持されないような事例は無いと認識しているので、現行のままで問題ない。

市： 了承。

「自己買受の禁止」については、現行のままとしたい。

卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）は、市場において、卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。ただし、卸売業者が水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく経済事業の推進上、物品を買い受ける必要があり、かつ、価格形成の公正が保持される場合にあっては、この限りでない。

市： 第何条第何項等の条項については、他の条項の追加等により線下等があるが、【その他の取引ルール】に係る「受託拒否の禁止」「第三者販売の禁止」「自己買受の禁止」については、現状の業務規程のまま進めていきたい。

令和元年12月9日

稚内市地方卸売市場  
開設者  
稚内市長 工藤 広 様

上記、議事録とおりの意見聴取が行われたことを確認しました。

稚内市地方卸売市場買受人組合

組合長 中 陳 憲

